

平成26年度
第3回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成26年6月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第3回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年6月10日（火）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 16人

- 1番 山田 寛（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 南原 勉
- 7番 木村 保夫
- 8番 妻鹿 常男
- 9番 高砂 清一
- 10番 杉原 良祥
- 12番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 13番 山地 義□
- 14番 佃 光廣
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 橋本 正計
- 18番 神内 茂樹

欠席委員 4人

- 11番 雪野 利数
- 16番 兔子尾紀夫
- 19番 羽田 剛（農地部会長職務代理者）
- 20番 溝渕 敏幸

農業委員会事務局等出席者

- 事務局長・農政課長事務取扱 山地 利文
- 農政課主幹・課長補佐事務取扱 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 穴吹 一雄
- 主任主事 藤井 照彦
- 農林水産課主査 森 亮介

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第12号 非農地証明願について
議案第13号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
議案第14号 農地法第5条第4項の規定に基づく県の農地転用に係る法定
協議事前調整申出について
議案第15号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発行為変更協議に対する意見について
議案第16号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第18号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基
準の一部改正について
報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議 長（農地部会長） ただ今から平成26年度第3回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20人中14人で、部会は成立しております。なお、欠席委員は雪野委員、兎子尾委員、羽田委員、溝渕委員の4名です。また、上砂委員と三笠委員は、遅れて出席するとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は3番田井委員、17番橋本委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

2番は、出荷する農産物の生産者名を貸人に統一するため、世帯内で返還を受けたものです。

3番は、新規就農を希望する孫に貸付けるため返還を受けたものです。貸し付けの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権）5番のとおりです。

4番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請20番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

本件は、平成26年3月26日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画を廃止し、分譲住宅業者へ住宅展示場用地として隣接地と併せて譲り渡すこととしたため、許可の取消願が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して片山委員より御説明をお願いいたします。

片山委員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査委員は、農地部会長を始め、田井委員、橋本委員と私、片山でした。それでは、別紙の特別議案を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校北300メートルに在り、賃貸共同住宅用地とし

て転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が6.81平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市前田出張所北600メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線沿いで国道11号高松東道路にも近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設・商業施設が整い住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年7月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が48.37平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が133平方メートル有ります。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年1月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、発電出力36.8キロワット、パネル1枚の面積約1.28平方メートルを168枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5ページをお開きください。

7番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が283.30平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が隣接地で経営している賃貸共同住宅の入居者用駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年1月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が78.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを168枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は狭あい農地で耕作に不便をきたしていたところ、県道高松・志度線に面し交通の利便性が良く、駐車場不足の近隣事業者から借入れ申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、露天貸駐車場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成・建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6ページをお開きください。

14番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が222.54平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用施設であり、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請19番に関連しています。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地に隣接する狭あい農地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が678.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年10月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が252.66平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、宅地と併せ発電出力44キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを176枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は三方を宅地・雑種地等に囲まれ耕作環境が良好ではないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け転用の確実性が認められ、また、隣接農地関係者との協議の結果、確約書も提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が394.48平方メートル有ります。

7ページをお開きください。

19番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、市道に接続する宅地の隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は数十年前に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が407.06平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、南側隣接地の事業所から社員及

び来客用駐車場として借入れ申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について18件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、平成26年4月21日付けで非農家の自己住宅用地として転用申請がありましたが、排水計画の変更から一たん取り下げ、改めて地権者・水利組合等関係者との協議が整い転用申請をしたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請22番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

(午後2時54分 上砂委員入室)

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成18年3月27日付けで分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により取消願が提出されたものです。取消後は、所有者が引き続き農地として利用するものです。

2番は、平成25年1月25日付けで賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により取消願が提出されたものです。取消後は、改めて他の転用者が分譲住宅用地として転用申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請29番に関連しています。

3番は、平成26年4月25日付けで資材置場・水路用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により取消願が提出されたものです。取消後は、所有者が引き続き農地として利用するものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

本件は、平成25年12月24日付けで2階建3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていますが、隣接農地を転用区域に含めて2階建8棟の分譲住宅用地として拡張するため新たな農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されました。これに伴い当初工事完了予定日を平成28年12月31日から29年7月14日に変更するため事業計画変更申請が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請16番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

本件は、平成26年3月26日付けで露天貸駐車場用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により、新たな転用者が取得して住宅展示場用地とするため許可後の承継を伴う事業計画変更申請が提出されたものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

片山委員から御説明をお願いいたします。

片山委員 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

1番の申請地は、高松市牟礼支所西100メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する公共用財産の併用地が12平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の1と2番の2の申請地は、香川県立図書館南東300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設・商業施設が整い分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が913.48平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市民病院附属香川診療所北東400メートルに在り、特別養護老人ホーム改築工事受注に伴う露天資材置場・駐車場用地として、平成26年7月1日から28年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は工事予定地の隣接地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、実測した内面積が公簿面積を上回っていることについては、香川町の当該地区は地籍調査が未実施のためであることを申し添えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立弦打小学校南南東1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、転用者の関連会社が開発分譲中の住宅団地に接続し、閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市香西出張所北北西900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線に近く交通の利便性が良く、周辺は大型商業施設が整い閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案5件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、貸店舗兼賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が38.00平方メートルあります。

2番は、住宅展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番及び同法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、貸店舗の駐車場が不足していることから、転用者の役員所有の農地を使用貸借にて借り受けて、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、賃貸共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年ごろに物置を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が800.00平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13ページをお開きください。

6番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力13.6キロワット、パネル1枚の面積約1.26平方メートルを80枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が利用可能な土地は他に無く、周辺は宅地化の進んでいる地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年4月に納屋を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が691.21平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、住宅展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成15年6月に賃貸借により転用許可を受けた事業者が撤退し返還を受けているもので、国道32号線沿いで交通の利便性が良く来場者が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考え

えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,810.08平方メートル有ります。

9番は、父所有の農地を譲り受けて、物置を新築するため非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が267.17平方メートル有ります。

10番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、義母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、転用者が隣接地で経営する病院の来院患者・職員用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、病院敷地の隣接地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、養殖業を営む転用者がビニールハウス内で養殖魚の餌用として川エビ等を養殖するため、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、強化プラスチック製の養殖槽置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く、使用水を引く河川の隣接地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、転用者が開発中の分譲住宅用地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が179平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

17番は、社宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、支店の近隣でもあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

19番は、亡父が納屋を建築し、農家住宅の宅地を拡張しているもので、引き続き母が居住するため、他の相続人の同意を得て貸農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が312.67平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は市の出張所や医療施設・教育施設等の公共施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は大規模住宅団地等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,784.74平方メートル有ります。

22番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番に関連しています。

24番は、事業拡大に伴い専用の資材置場が必要となり、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し事業所にも近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページをお開きください。

25番は、事業拡大に伴い事務所を移転した転用者が、敷地内に十分な駐車場を確保できないため、隣接地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年10月に所有者により造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が255.69平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

26番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年10月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が438.54平方メートル有ります。併せて無断転

用の解消を図るものです。

28番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページをお開きください。

30番は、事業拡大に伴い駐車場が必要となった転用者が、隣接地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除置も適切であると考えます。併用宅地・雑種地が638.30平方メートル有ります。

31番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力11キロワット、パネル1枚の面積約1.65平方メートルを44枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、建築会社からの利用申込みにより、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、既存駐車場に建物を建築することとなった美容院を経営する転用者が、その代替地の来客用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案29件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可相当とし香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、譲渡人が兼業・高齢化により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番も、譲渡人が高齢で労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番も、譲渡人が高齢で労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲受人の子が持分2分の1を保有する共有農地を取得し、野菜とミカンを栽培するものです。

審査基準のうち、20アールの下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権）2番が同時に申請されており、要件を満たしています。

5番は、譲渡人が高齢で労力不足であることから、新規就農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

審査基準のうち、下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申

請（貸借権）6番が同時に申請されており、要件を満たしています。

6番は、譲渡人が高齢のため後継者へ一括贈与するもので、取得後は水稻とカキを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権）3番に関連しています。

7番は、譲受人の自作地に挟まれた農地を取得し一団の農地として効率的に利用しようとするもので、取得後は水稻を作付けするものです。

19ページをお開きください。

8番は、譲渡人が高齢のため後継者へ一括贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

10番は、譲渡人が高齢のため後継者へ一括贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が高齢のため後継者へ部分贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため農業後継者である子へ経営移譲を行っている貸人が10年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が、使用貸借により3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）4番に関連しています。

3番は、譲渡人が高齢のため後継者へ一括贈与することに伴い、残存小作による賃借権を地主の同意を得て後継者へ移転するもので、引き続き野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）6番に関連しています。

（午後3時34分 三笠委員入室）

4番は、経営移譲年金受給のため農業後継者である子へ経営移譲を行っている貸人が小作地の解消に伴う離作補償により新たに農地を取得したため、当該農地を使用貸借により4年間借り受けて水稻を作付けするものです。

5番は、新規就農を希望する借人が、祖父から使用貸借より3年間借り受けて水稻・レモン・キウイを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連していません。

21ページをお開きください。

6番も、新規就農を希望する借人が、使用貸借により3年間借り受けて水稻・野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）5番に関連し

ています。

以上、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権移転）11件、農地法第3条第1項の規定による許可申請（貸借権等）6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第12号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第12号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、平成22年3月から水路用地として利用しているもので、事務処理要領の非農地認定基準「耕作の事業を行うものが、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第12号 非農地証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

証明願がありました2件の事案について現地調査を実施した結果、申請のあった農地は全て適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議い

たきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農地法第5条第4項の規定に基づく県の農地転用に係る法定協議事前調整申出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第14号 農地法第5条第4項の規定に基づく県の農地転用に係る法定協議事前調整申出について御説明申しあげます。

平成21年の農地法改正により、市町村が学校・病院等の用地とするために農地転用する場合には、農地法第5条の許可が必要となりました。他方、国・県の場合には、許可申請に代えて許可権者と事前調整を行った後に協議書を提出し、その協議が成立することにより許可があったものとみなすこととされたところです。

本件は、その法定協議書提出の前段階となる事前調整の申し出がなされたものですが、一般の許可申請と同様に申出内容を審査し、事業計画及び転用候補地の選定の適否について回答する必要があります。

それでは、資料1を御覧ください。

3ページのとおり、平成26年5月20日付けで香川県知事から農地転用に係る法定協議事前調整申出書が提出されました。転用事業の詳細については4ページから7ページまでの事業計画書のとおりです。

1ページにお戻りください。

転用候補地は資料のとおりで、事業の内容としては香川県立高松東高等学校の進入路及び駐輪場用地とするもので、校舎の全面改築に併せて主要地方道塩江・屋島西線から学校敷地への進入路を整備するとともに、取壊しとなる駐輪場の代替駐輪場を確保するものです。

5月23日に前田地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、地区部会において審議した結果、2ページの農業委員会回答文案のとおり、本文は、「平成26年5月20日付けで法定協議事前調整申出のあったこのことについては、同法第5条第2項に規定する許可基準に照らして判断した結果、その転用候補地の選定及び事業計画は適当であると認められます。

なお、同条第4項の規定による協議を行うに当たっては、下記の事項に留意することが必要であり、これらの留意事項が充足されない場合及び事前調整申出に係る事業計画の内容と異なる場合には協議が不成立となる可能性がありますので申し添えます。」とし、

留意事項については、以下の1から4までの4点を列挙し回答しようとするものです。

以上、議案第14号 農地法第5条第4項の規定に基づく県の農地転用に係る法定協議事前調整申出について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発行為変更協議に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第15号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発行為変更協議に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成26年5月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、平成26年5月14日付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に、採石事業実施のため土地開発行為変更協議書が提出されたことに伴うものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町丸山地区の採石場で、協議者は1社であります。開発計画内容は、地目山林の約0.79ヘクタールについて、土工として切土13,894立方メートルの施工、防災施設として沈砂池を1箇所設置、植栽工として植栽4,211平方メートルの施工を計画しているものですが、今回の土地開発行為変更協議の主たる目的は、開発期間の延長であり完了日を平成26年7月21日から29年7月21日に変更するというものです。

現地調査を平成26年5月26日に庵治町担当農業委員と地区担当職員で実施しました結果、採石場周辺に農地は無く直接の影響は無いと判断しましたので、高松市長宛には、「本土地開発区域の下流域には多少の農地があり、事業の進捗に当たっては、農地・農作物に影響を及ぼさないよう関係者と協議の上、進めること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第15号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発行為変更協議に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発行為変更協議に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第16号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

平成26年5月23日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは、26年5月14日付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に採取計画認可申請書が提出されたことに伴うものです。

土石の採取場は、庵治町丸山地区の採石場で、申請者は1社であります。土石の採取場及び申請者は議案第15号と同一であり、本件意見照会についても高松市長宛には、「本採取場の下流域には多少の農地があり、事業の進捗に当たっては、農地・農作物に影響を及ぼさないよう関係者と協議の上、進めること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第16号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

川西農政課主幹 議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてですが、資料4を御覧ください。

平成26年6月3日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について農業委員会の意見を求められたものです。内容については、農林水産課の担当者から説明いたします。

森農林水産課主査 それでは御説明申し上げます。

資料の農業経営改善計画申請者一覧のとおり、今回14名の方から農業経営改善計画の認定申請書が提出されています。そのうち、1番から5番までの5名の方は再認定申請、6番から13番までの8名の方は新規認定申請、14番の方が内容の変更認定申請をされたものです。外に、再認定を受けなかった方が1名、認定取消しの方が1名います。

続いて、各申請者の申請概要を御説明します。

1 ページを御覧ください。

1 番の申請者の営農類型は、酪農です。5年後の目標としては、臨時雇用者を活用するなど作業の分散・合理化を図り労働時間を削減しつつ、乳牛・育成牛の飼育頭数の増加と飼料作物の栽培面積を拡大することなどにより、所得の増大を図るというものです。

2 番の申請者の営農類型は、施設花卉・水稻・麦作及び農作業受託です。5年後の目標としては、私有資材を活用し施設の改善を図るなどにより鉢花栽培数と麦作面積を拡大し、所得の増大を図るというものです。

3 番の申請者の営農類型は、施設花卉・花木・露地花卉と果樹です。5年後の目標としては、新品種や産直方式の導入により自社ブランドを確立して、所得の増大を図るというものです。

2 ページを御覧ください。

4 番の申請者は農業生産法人で営農類型は、施設花木・露地花木と果樹です。5年後の目標としては、借地の拡大や従業員の増員によりオリーブの観賞樹と加工品の生産を拡大し、資本装備の充実と経営の安定を図るというものです。

5 番の申請者も農業生産法人で営農類型は、肉用牛飼育と水稻です。5年後の目標としては、肉用牛の飼育と繁殖の拡大により一層安定した農業経営を継続するというものです。

6 番からは新規申請です。

6 番の申請者の営農類型は、露地野菜です。露地キュウリ・ハウレンソウ・マンバの栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、臨時雇用者の増員を図りキュウリを集約的に栽培して所得の増大を目指すというものです。

3 ページを御覧ください。

7 番の申請者の営農類型は、施設野菜・露地野菜です。ハウスキュウリ・露地キュウリ・ハウレンソウ等の栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、常時雇用者を増やし労働時間の削減を図るとともに、水稻裏作の期間借地による規模拡大を行い所得の増大を目指すというものです。

8 番は家族経営協定に基づく2名の共同申請で営農類型は、露地野菜です。ブロッコリー・タマネギ・ネギとその他露地野菜類の栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、後継者の育成と借地の集積による作業の効率化やネギ洗浄機の導入による省力化を図り、労働時間の短縮と所得の増大を目指すというものです。

9 番の申請者の営農類型は、施設花卉です。鉢花のカーネーションとガーベラ等の栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、作業効率の向上による労働時間短縮と高価格品種の導入による所得の増大を目指すとともに、農業簿記研修会に参加し複式簿記と簡易経営分析を習得して経営の安定を図るというものです。

4 ページを御覧ください。

10番の申請者の営農類型は、施設野菜・露地野菜・水稻・麦作です。ハウスキュウリ・ナバナ・タマネギ・西洋ニンジン栽培と水稻・麦の作付計画が上がっています。5年後の目標としては、ハウスキュウリを中心に作付け体系を見直し所得の増大を目指すとともに、農業簿記研修会に継続的に参加し、経営分析を行って経営の安定を図るというものです。

11番の申請者の営農類型は、露地野菜・豆類・水稻・麦作です。ナバナ・ミニトマト・黒大豆栽培と水稻・麦の作付計画が上がっています。5年後の目標としては、後継者の育成に努めながら借地等によりそれぞれの作物の作付面積を拡大し、所得の増大による経営の安定を図るというものです。

12番の申請者の営農類型は、水稻・麦作・露地野菜及び農作業受託です。水稻・麦作とブロッコリーの栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、借地や作業受託を拡大し、これまでの水稻・小麦に加え裸麦を導入するほか、新規にブロッコリー栽培に取り組み、所得の大幅な増大による経営の安定を図るというものです。

5 ページを御覧ください。

13番の申請者は農業生産法人で営農類型は、露地野菜です。ブロッコリー・レタス・青ネギ・サトウキビの栽培計画が上がっています。5年後の目標としては、雇用体系を見直し従業員が作業し易い仕組みを作って作業効率と生産性を向上させるとともに、それぞれの作物の作付面積を拡大して経営の安定を目指すというものです。

14番は代表者の変更申請で営農類型は、酪農・乳製品加工です。5年後の目標としては、乳用牛の増頭と加工品の増産に努めながら委託販売店の増加を図り、安定経営を継続するというものです。

以上で御説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、「異議なし」と意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、「異議なし」と回答することに決定いたしました。

次に、議案第18号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第18号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

第一に、資料5の1の事務処理要領の一部改正(案)について御説明いたします。

まず、改正理由については、資料5の1の1のとおり、平成25年3月31日付けで農林水産省農村振興局長通知により、「新たに農地に支柱を立てて営農を継続しながらその上部の空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合は、一時転用許可の対象として取り扱うこと」とされたことから、当該発電設備の設置を目的とする一時転用に係る事務処理の規定を追加するためであります。

次に、改正内容については、資料5の1の2の(1)のとおり「事務処理要領 第4 農地等の転用（法第4条、第5条）」の項に関し、1点目として、①に記載のように営農型発電設備の設置を目的とする農地等の転用に関し、当該一時転用の事業実施費用に設備の撤去費用を含めることとしたこと。2点目は、②に記載のように添付書類の定めとして、太陽光発電設備に係る電気事業者との電力系統への連系及び受給に関する契約締結の見込みがあることを証する書面を追加することとしたことで、これは低床型太陽光発電設備の設置を目的とする農地等の転用申請にも従来添付を課してきているものです。3点目は、営農型発電設備の設置を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合、特別に必要なとなった添付書類として、③のアからオまでに記載のものを追加したことです。4点目は、許可条件として、従来の条件のほか、④のアからオまでに記載の条件を付すこととしたことです。特に、イの「一時転用の期限までの間、毎年2月末までに営農型発電設備の下部の農地において栽培されている農作物の生育状況を報告すること。この報告に当たっては、あらかじめその内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けること」は、重要な事項であります。

次に、資料5の1の2の(2)のとおり「事務処理要領 第5 農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了」の項に関し、「…工事完了」の後に、「並びに営農型発電設備に係る報告及び指導」を加え、①と②に記載の2点を追加したことです。

次に、資料5の1の2の(3)のとおり「事務処理要領 第6 農地転用許可後の事業計画の変更」の項に関し、①に記載の点を追加したことです。

また、これら一部改正に伴い、事務処理要領の関係項について所要の字句修正を行うものです。

そして、改正の施行期日は、平成26年6月10日とするものです。

第二に、資料5の2の農地転用許可に係る審査基準の一部改正（案）ですが、これは、事務処理要領と連動していますので、必要な項について一部改正を行い、改正の施行期日は、同じく平成26年6月10日とするものです。

なお、香川県内の営農型発電設備の一時転用許可の状況ですが、これまでに西讃地域で本年2月に1件許可になっているとのこと。転用面積は8.91平方メートル、下部の農地面積は951平方メートルでミョウガを栽培する営農計画にJA営農センターの意見書が添付されていたとのこと。

以上、議案第18号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——私から一つ確認したいのですが、営農型というのは農地として利用しながら発電設備も稼働させるというものと承知していますが、一時転用対象地は太陽光パネルの設置部の下ですか。

多田農地係長 支柱部分だけが一時転用の対象地です。ただ、先ほど御説明いたしましたとおり、付帯する許可条件として、それ以外のパネル下部の農地で栽培されている農作物の生育状況の報告などが要求されるものです。

なお、御質問に直接関係はありませんが付け加えて説明させていただきますと、営農型発電設備の許可申請については、現段階では運用で国の事前審査という形式がとられていまして、計画の提出があった場合は、農政局へ本市から関係書類を送り、事前審査をしてもらうこととなります。したがって、許可までに相当の期間を要するものと考えられます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第18号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第18号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に報告として、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料6を御覧ください。

平成26年5月10日から同年6月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の農地部会議決分としまして4条が0件、5条が5件、5月議決分といたしまして4条が16件、5条が33件、合計で4条が16件、5条が38件です。許可保留件数につきましては、4月以前の農地部会議決分としまして4条が0件、5条が3件、5月議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、合計で4条が1件、5条が9件です。取下げについては、5月議決分の5条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下げ内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条関係につきまして、平成26年5月議決分の12番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係につきまして、平成26年5月議決分の8番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

25番が「開発許可未了」で許可保留になっております。次の26番が先ほど御承認いただいた排水計画の見直しのため取下げとなった案件です。計画内容を見直し、施設管理者と調整して今月再度申請されております。30番、34番、35番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

38番も「開発許可未了」で許可保留になっております。

5 ページを御覧ください。

5条関係で、平成26年3月分の51番及び4月分の21番、22番が「開発許可未了」で許可保留になっております。

以上で今月分の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第3回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時13分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員